

平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹
(コード番号 : 8303 東証第一部)

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

～新たな自己資本規制導入の方向性も踏まえた、持続的成長へ向けた資本基盤の強化～

当行は、本日開催の取締役会において、海外募集による新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、平成 22 年 6 月に経営陣を含めた組織体制の変革を実施し、同月 23 日に公表した中期経営計画および同年 9 月 28 日に公表した追加の経費削減策を含む改訂中期経営計画の達成に向け、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」を基本コンセプトとして、当行の抱える課題の解決に真摯に取り組んでまいりました。

新経営陣の力強いリーダーシップの下、中期経営計画において積極的に取り組む業務分野を明確化し、お客さまのニーズを的確に把握し、必要な商品・サービスを開発、提供する体制を構築してまいりました。この結果、各部門の業務戦略の着実な進展による収益力の底上げにより、平成 23 年 3 月期第 3 四半期までの業績は順調に推移いたしました。さらに、組織横断的な経費の削減、ノンコア業務資産の圧縮等による収益の安定化、個人部門の子会社再編に伴う経営効率の向上およびリスクアセットの適正化等を、計画を上回るスピードで進めております。一方で、規制資本の質を重視する「バーゼルⅢ」が、当行中期経営計画最終年度にあたる平成 24 年度末より段階的に導入されることが決定されており、昨年末には最終案が公表されております。

当行と致しましては、こうした新たな自己資本規制導入の方向性も踏まえつつ、早期に資本基盤を強化することで信用力を高め、更なる顧客基盤の拡充策と収益力の安定化策や、持続的成長へ向けた取り組みを加速させることを目的とし、今般、海外募集による普通株式の発行を行うことを決定いたしました。

本海外募集にあたっては、大株主として長期に亘り当行を支援し、また、金融業界の豊かな知識と経験を持った社外取締役として当行に対して継続的に助言を行ってきた J. クリストファー・フラワーズ氏(以下「JCF 氏」という。)が取締役を務めるサターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド、同氏が究極的なジェネラル・パートナーの取締役を務めるサターン・ジャパン II サブ・シーブイ、サターン・ジャパン III サブ・シーブイおよびサターン IV サブ・エルピー(以下、これらの 4 者を総称して「本指定先(サターン)」という。)、ならびに JCF 氏(以下、本指定先(サターン)および JCF 氏を総称して「本指定先」といい、本指定先およびその他の JCF 氏が役員を務める等の既存株主を総称して「JCF 関係者」という。)に対し、合計 172,000,000 株が販売される予定です。本指定先は、銀行法の規定に基づき当行の銀行主要株主基準値以上の議決権の保有者となることについて金融庁長官の認可を既に受けており、銀行主要株主としての地位を引き続き維持する予定です。また、上記本指定先への販売に伴い、本海外募集前後において JCF 関係者の議決権比率 28.64%が維持されることとなります(注:後述の引受人に対して付与する追加的に発行する当行普通株式を買取る権利の行使を含まない場合の割合です。また、本指定先(サターン)に対する一定のエクイティ投資家または貸付人は、ロックアップ期間(以下に定義します。)の終了後、段階的に、そのエクイティ持分に関する現物分配として、またはその貸付けに係る代物弁済として、割当株式の現物交付を受けることができる権利を有しております。)。当該議決権比率の維持により、JCF 氏からは当行の発展に対するコミ

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

ットメントを従来と同様に維持する意向を受けており、当行と致しましても、上記 JCF 氏の実績および意向を勘案すれば、本指定先への配分の指定は今回の増資を円滑に実施するために重要であると判断いたしました。

なお、本プレスリリース「V. その他」の(1)①ないし③に記載の開示事項およびその内容につきましては、日本証券業協会の「有価証券の引受け等に関する規則」第 37 条第 1 項「海外発行についての準用」の規定に基づき、主幹事証券会社からの要請を受けております。

記

I. 海外募集による新株式発行

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類および数 | 下記①および②の合計による当行普通株式 690,000,000 株
①下記(4)に記載の引受人の買取引受けの対象株式として当行普通株式 600,000,000 株
②下記(4)に記載の引受人に対して付与する追加的に発行する当行普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当行普通株式 90,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 23 年 3 月 7 日(月)から平成 23 年 3 月 9 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 増加する資本金および資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 海外市場(ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売およびその他同法に基づく登録義務が免除される方法による場合に限り、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)とし、Morgan Stanley & Co. International plc および Nomura International plc (アルファベット順に記載)を共同主幹事引受会社とする引受人(以下「引受人」という。)に上記(1)①に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、引受人に対して上記(1)②に記載の追加的に発行する当行普通株式を買取る権利を付与する。
なお、海外募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして海外募集における発行価格(募集価格)と引受人より当行に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

- (6) 払 込 期 日 平成 23 年 3 月 15 日(火)から平成 23 年 3 月 17 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他海外募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

II. 海外募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数(平成 22 年 12 月 31 日現在)	2,060,346,891 株 (注)1.
海外募集による増加株式数	690,000,000 株 (注)2.
海外募集後の発行済株式総数	2,750,346,891 株 (注)2.

(注)1. 自己株式 96,427,644 株を含みます。

(注)2. 引受人が前記「I. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

III. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

海外募集に係る手取概算額上限 69,399,250,000 円については、運転資金に充当する予定であります。なお、海外募集の実施によってコア資本(普通株式等 Tier I 資本)を増強することにより、早期に資本基盤を強化することで信用力を高め、更なる顧客基盤の拡充策と収益力の安定化策や、持続的成長へ向けた取り組みを加速させてまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

海外募集の実施による当期の業績予想の修正はありません。

IV. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針および配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえた株主重視の収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランスおよび公的資金注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

今回の資金調達も含め、早期に資本基盤を強化することで信用力を高め、更なる顧客基盤の拡充策と収益力の安定化策や、持続的成長へ向けた取り組みを加速させていく方針です。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1株当たり連結当期純利益または 1株当たり連結当期純損失(△)	38.98 円	△72.85 円	△71.36 円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	普通株式 2.94 円 (-) 甲種優先株式 6.50 円 (6.50 円) 乙種優先株式 - (-)	普通株式 - (-)	普通株式 - (-)
実績連結配当性向	7.5%	-	-
自己資本連結当期純利益率	10.4%	△22.4%	△27.6%
連結純資産配当率	0.9%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、普通株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 21 年 3 月期および平成 22 年 3 月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益または連結当期純損失を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、普通株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

V. その他

(1) 配分先の指定

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

①指定先の概要

指定先の名称	サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド (Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)	
配分株数	8,451,000 株	
指定先の内容	本店所在地	ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーバイ・リミテッド気付
	設立根拠等	ケイマン諸島法
	代表者の氏名	取締役 J. クリstoffァー・フラワーズ (J. Christopher Flowers)
	設立年月日	平成 19 年 10 月 29 日
	資本金の額	50,000 米ドル
	事業内容	当行の株式の保有
	大株主	サターンIエルピー (Saturn I L.P.)
当行との関係	当行と指定先との関係	平成 20 年 1 月 17 日、本指定先(サターン)は、当行普通株式に対する公開買付けにより、合計 358,456,000 株を取得しました。また、本指定先(サターン)は、並行して行われた当行普通株式の第三者割当により、平成 20 年 2 月 4 日に合計 117,647,059 株を取得しました(このうち、本指定先(サターン)の一つであるサターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッドが取得した株式数は、当該公開買付けおよび第三者割当合計で 20,462,452 株(議決権保有割合 1.04%)です。)。これに先立ち、サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッドは他の JCF 関係者と共に、当行の銀行主要株主となる認可を平成 19 年 12 月 20 日付けで金融庁より取得しております。現在、サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッドは、当行の普通株式に係る議決権 20,462 個(議決権保有割合:1.04%)を保有しております。なお、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権の約 4.39%を実質的に保有しており、JCF 関係者が保有する議決権の合計は、現在当行の総議決権数の約 28.64%を占めております。
	当行と指定先役員との関係	サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッドの設立当初から同社の取締役である JCF 氏は、平成 12 年 3 月以降、当行の社外取締役です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

指定先の名称	サターン・ジャパン II サブ・シーブイ(Saturn Japan II Sub C.V.)	
配分株数	5,435,000 株	
指定先の内容	本店所在地	アメリカ合衆国 10022 ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 717(26 階)
	設立根拠等	オランダ法
	代表者の氏名	J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers)(究極的なジェネラル・パートナーの取締役)
	組成日	平成 19 年 11 月 1 日
	出資の総額	9,462,469,994 円
	組成目的	<p>(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ビークルとなること。</p> <p>(b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛却および/または処分すること。</p> <p>(c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等および保証状を差し入れること。</p> <p>(d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。</p> <p>(e) 最も広義において前記各号の目的に関連または付随すると解釈される一切の活動を行うこと。</p> <p>(f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、ならびに最も広義においてそれらに関連または付随すると解釈される活動および法的行為を行うこと。</p>
業務執行組員の概要	名称	ケイマン II(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド (Cayman II (Cayman) Exempt Ltd.)
	所在地	ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付
	代表者の氏名	取締役 J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers)
	事業内容	サターン・ジャパン II サブ・シーブイのジェネラル・パートナー(ただし、定款上は、事業内容は制限されていません。)
	資本金の額	50,000 米ドル

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

当 行 と の 関 係	当行と当該ファンドとの関係	平成 20 年 1 月 17 日、本指定先(サターン)は、当行普通株式に対する公開買付けにより、合計 358,456,000 株を取得しました。また、本指定先(サターン)は、並行して行われた当行普通株式の第三者割当により、平成 20 年 2 月 4 日に合計 117,647,059 株を取得しました(このうち、本指定先(サターン)の一つであるサターン・ジャパン II サブ・シーブイが取得した株式数は、当該公開買付けおよび第三者割当合計で 22,226,190 株(議決権保有割合 1.13%)です。)。これに先立ち、サターン・ジャパン II サブ・シーブイは他の JCF 関係者と共に、当行の銀行主要株主となる認可を平成 19 年 12 月 20 日付けで金融庁より取得しております。 現在、サターン・ジャパン II サブ・シーブイは、当行の普通株式に係る議決権 22,226 個(議決権保有割合:1.13%)を保有しております。なお、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権の約 4.39%を実質的に保有しており、JCF 関係者が保有する議決権の合計は、現在当行の総議決権数の約 28.64%を占めております。
	当行と業務執行組合員との関係	サターン・ジャパン II サブ・シーブイの組成当初から同ファンドの究極的なジェネラル・パートナーの取締役である JCF 氏は、平成 12 年 3 月以降、当行の社外取締役です。

指定先の名称	サターン・ジャパン III サブ・シーブイ (Saturn Japan III Sub C.V.)	
配分株数	19,013,000 株	
指 定 先 の 内 容	本店所在地	アメリカ合衆国 10022 ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 717(26 階)
	設立根拠等	オランダ法
	代表者の氏名	J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers)(究極的なジェネラル・パートナーの取締役)
	組成日	平成 19 年 11 月 1 日
	出資の総額	47,723,671,608 円
	組成目的	(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ビークルとなること。 (b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛却および/または処分すること。 (c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等および保証状を差し入れること。 (d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。 (e) 最も広義において前記各号の目的に関連または付随すると解釈される一切の活動を行うこと。 (f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

		<p>従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、ならびに最も広義においてそれらに関連または付随すると解釈される活動および法的行為を行うこと。</p>
業務執行組合員の概要	名称	ケイマン III(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド (Gayman III (Gayman) Exempt Ltd.)
	所在地	ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーブイ・リミテッド気付
	代表者の氏名	取締役 J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers)
	事業内容	サターン・ジャパン III サブ・シーブイのジェネラル・パートナー(ただし、定款上は、事業内容は制限されていません。)
	資本金の額	50,000 米ドル
当行との関係	当行と当該ファンドとの関係	<p>平成 20 年 1 月 17 日、本指定先(サターン)は、当行普通株式に対する公開買付けにより、合計 358,456,000 株を取得しました。また、本指定先(サターン)は、並行して行われた当行普通株式の第三者割当により、平成 20 年 2 月 4 日に合計 117,647,059 株を取得しました(このうち、本指定先(サターン)の一つであるサターン・ジャパン III サブ・シーブイが取得した株式数は、当該公開買付けおよび第三者割当合計で 110,449,678 株(議決権保有割合 5.62%)です。)。これに先立ち、サターン・ジャパン III サブ・シーブイは他の JCF 関係者と共に、当行の銀行主要株主となる認可を平成 19 年 12 月 20 日付けで金融庁より取得しております。</p> <p>現在、サターン・ジャパン III サブ・シーブイは、当行の普通株式に係る議決権 110,449 個(議決権保有割合:5.62%)を保有しております。なお、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権の約 4.39%を実質的に保有しており、JCF 関係者が保有する議決権の合計は、現在当行の総議決権数の約 28.64%を占めております。</p>
	当行と業務執行組合員との関係	サターン・ジャパン III サブ・シーブイの組成当初から同ファンドの究極的なジェネラル・パートナーの取締役である JCF 氏は、平成 12 年 3 月以降、当行の社外取締役です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

指定先の名称	サターン IV サブ・エルピー (Saturn IV Sub L.P.)	
配分株数	133,548,000 株	
指定先の内容	本店所在地	ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーバイ・リミテッド気付
	設立根拠等	ケイマン諸島法
	代表者の氏名	J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers) (究極的なジェネラル・パートナーの取締役)
	組成日	平成 19 年 10 月 29 日
	出資の総額	137,509,834,226 円
	組成目的	ケイマン諸島のエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ法の下で組成されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが従事することのできるあらゆる合法的な行為に従事すること
	業務執行組合員の概要	名称
所在地		ケイマン諸島 KY1-9002、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート 87、ウォーカーハウス ウォーカーズ・エスピーバイ・リミテッド気付
代表者の氏名		取締役 J. クリストファー・フラワーズ(J. Christopher Flowers)
事業内容		サターン IV サブ・エルピーのジェネラル・パートナー(ただし、定款上は、事業内容は制限されていません。)
資本金の額		50,000 米ドル
当行との関係	当行と当該ファンドとの関係	平成 20 年 1 月 17 日、本指定先(サターン)は、当行普通株式に対する公開買付けにより、合計 358,456,000 株を取得しました。また、本指定先(サターン)は、並行して行われた当行普通株式の第三者割当により、平成 20 年 2 月 4 日に合計 117,647,059 株を取得しました(このうち、本指定先(サターン)の一つであるサターン IV サブ・エルピーが取得した株式数は、当該公開買付けおよび第三者割当合計で 322,964,739 株(議決権保有割合 16.44%)です。)。これに先立ち、サターン IV サブ・エルピーは他の JCF 関係者と共に、当行の銀行主要株主となる認可を平成 19 年 12 月 20 日付けで金融庁より取得しております。 現在、サターン IV サブ・エルピーは、当行の普通株式に係る議決権 322,964 個(議決権保有割合:16.44%)を保有しております。なお、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権の約 4.39%を実質的に保有しており、JCF 関係者が保有する議決権の合計は、現在当行の総議決権数の約 28.64%を占めております。
	当行と業務執行組合員との関係	サターン IV サブ・エルピーの組成当初から同ファンドの究極的なジェネラル・パートナーの取締役である JCF 氏は、平成 12 年 3 月以降、当行の社外取締役です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

指定先の名称	J. クリストファー・フラワーズ (J. Christopher Flowers)
配分株数	5,553,000 株
当行との関係	<p>平成 20 年 1 月 17 日、本指定先(サターン)は、当行普通株式に対する公開買付けにより、合計 358,456,000 株を取得しました。また、本指定先(サターン)は、並行して行われた当行普通株式の第三者割当により、平成 20 年 2 月 4 日に合計 117,647,059 株を取得しました。これに先立ち、JCF 氏は、他の JCF 関係者と共に、当行の銀行主要株主となる認可を平成 19 年 12 月 20 日付けで金融庁より取得しております。</p> <p>現在、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権 5 個(議決権保有割合: 0.00%)を保有しております。なお、JCF 氏は、当行の普通株式に係る議決権の約 4.39%を実質的に保有しており、JCF 関係者が保有する議決権の合計は、現在当行の総議決権数の約 28.64%を占めております。</p> <p>また、JCF 氏は、平成 12 年 3 月以降、当行の社外取締役です。</p>

②指定先を選定した理由

海外募集にあたっては、大株主として長期に亘り当行を支援し、また、金融業界の豊かな知識と経験を持った社外取締役として当行に対して継続的に助言を行ってきた JCF 氏ならびに同氏が取締役等を務める上記①に記載の各法人およびパートナーシップ(本指定先)に対し、合計 172,000,000 株が販売される予定です。これに関連して、各本指定先は、銀行法の規定に基づき当行の銀行主要株主基準値以上の議決権の保有者となることについて金融庁長官から既に認可を受けており、銀行主要株主の地位を引き続き維持する予定です。

また、上記配分に伴い、海外募集前後において JCF 関係者の議決権比率 28.64%が維持されることとなります(注: 前述の引受人に対して付与する追加的に発行する当行普通株式を買取る権利の行使を含まない場合の割合です。)。JCF 氏からは、当行の発展に対するコミットメントを従来と同様に維持する意向を受けており、当行と致しましても、上記 JCF 氏の実績および意向を勘案すれば、本指定先への配分の指定は今回の増資を円滑に実施するために重要であると判断いたしました。

③指定先の保有方針

本指定先からは、当行の発展を支援する目的で配分を受けた株式を保有する意向と聞いております。

④海外募集後の大株主および持株比率

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

海外募集前(平成 22 年 9 月 30 日現在)	海外募集後
SATURN IV SUB L.P. (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	SATURN IV SUB L.P. (JPMCB 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)
15.67%	16.59%
預金保険機構	預金保険機構
13.06%	9.78%
株式会社整理回収機構	株式会社整理回収機構
9.70%	7.27%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済業務部)	SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済業務部)
5.36%	4.70%
株式会社新生銀行	株式会社新生銀行
4.68%	3.50%
J. クリストファー・フラワーズ	J. クリストファー・フラワーズ
4.18%	3.34%
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)
3.00%	2.25%
GOLDMAN. SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	GOLDMAN. SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)
1.83%	1.37%
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)
1.76%	1.32%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)
1.61%	1.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	SATURN I SUB (CAYMAN) EXEMPT LTD (JPMCB 380110) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)
1.39%	1.05%

(注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 海外募集後の持株比率は、引受人が前記「I. 海外募集による新株式発行」(1)②に記載の権利全部を行使した場合の数字です。また、本指定先以外の大株主については、便宜的に平成 22 年 9 月 30 日現在の保有株式数を基に持株比率を算出しております。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当行は、旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 ならびに会社法第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当行の役職員および当行子会社の役職員に対して新株予約権を付与しております。なお、今回の海外募集後の発行済株式総数に対する新株式発行予定残数(平成 23 年 1 月 31 日現在)の比率は 0.74%となる見込みです。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成20年2月4日	第三者割当増資 50,000,000千円	476,296,960千円	43,558,337千円

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	569円	330円	104円	113円
高 値	594円	474円	166円	137円
安 値	301円	73円	94円	56円
終 値	329円	99円	113円	105円
株価収益率	8.44倍	—	—	—

(注)1. 平成23年3月期の株価については、平成23年2月25日(金)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成21年3月期および平成22年3月期については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

海外募集に関連して、当行株主である本指定先およびその関係者については、共同主幹事引受会社との間で、発行価格等決定日に始まり、海外募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、原則として当行株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当行は、共同主幹事引受会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当行株式の発行、当行株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当行株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、海外募集および株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事引受会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当行の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集または売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。